

江府町国民健康保険第三診療所
日野郡江府町江尾字草ノ前一九四四
武田 医院
日野郡溝口町溝口二六六ノ三
松田 医院
日野郡日野町根雨二二九

鳥取県告示第五百八十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により、次の者についての使用料の額は無料とする。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)第八条の梅毒血清反応についての医師の検査又は同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査を受ける者

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県公報課 (定額一冊二百円、三冊五百円)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日の発行)

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
- ◇選挙告示 鳥取市議会議員の選挙を鳥取県知事の選挙と同時に進行なうことについて
投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序等

告示

鳥取県告示第六百一十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

療養取扱機関名 所在地
法第三十七条第五項による申出の受理日
の都道府県名

森 医院 岩美郡国府町大字谷十 三ノ二 全国都道府県 昭和四十一年八月二十日

小田小児科医院 鳥取市西町三丁目一〇 兵庫県

鳥取県告示第六百一十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

診療所の名称 所在地
法第三十七条第五項の規定による申出の受理日

太田原医院 気高郡気高町宝木 鳥取県、岡山県、兵庫県、昭和四十一年九月二十四日
大阪府、京都府、東京都

鳥取県告示第六百一十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定

定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項の規定により申出た都道府県名 申出の受理日

牧田 医院	三	倉吉市東町三五七ノ	岡山県	昭和四十一年七月十二日
由良齒科医院	五六	東伯郡大栄町由良五	全国都道府県	十五日
朝倉齒科医院	一	米子市上福原一五八		二十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により

行なう鳥取市議会議員の一般選挙を、同法第百九条第二項の規定に基づ

き、昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙と同時に進行なうの

で、同法同条第三項の規定により告示する。

なお、選挙すべき議員の数は、三十六人である。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に進行

昭和四十一年四月十五日第三回鳥取県選管委臨時会

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目

(定価) 第一冊三圓(送料別)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日休日に
あつた場合は、
その翌日発行)

目次

◆監査公告 定期監査等の結果の公表

鳥取県監査公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和40年度に係る別記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年11月15日

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二

同

中 田 玉 平

同

新 見 修 三

同

竹 の 家 啓 三 郎

記

監 査 箇 所

執行年月日

米子児童相談所

昭和41年1月18日

倉吉

31日

中央

2月14日

なう鳥取市議会議員の一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行なう開票所以外の開票所における開票の順序を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により次のとおり定める。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 投票の順序
 - 1 鳥取県知事選挙の投票
 - 2 鳥取市議会議員選挙の投票
- 二 開票の順序
 - 1 鳥取県知事選挙の開票
 - 2 鳥取市議会議員選挙の開票

皆成学園	1月31日
婦人相談所	2月15日
婦 人 一 家	" "
西部福祉事務所	17日
中 部	23日
東 部	4 5日
自治研修所	11日
岩井長者家	12日
養善学園	13日
保育専門学校	27日
母 来 家	5月2日
北九州事務所	13日
整技学園	18日
喜多原学園	19日
身体障害者更生指導所	23日
相談所	" "
精神薄弱者更生	" "
根雨保健所	6月2日
米子	3日
倉吉	7日
鳥取	17日
郡家	22日
浜村	" "
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	5月16日